

平成27年6月25日制定

平成29年9月1日一部改正

平成30年11月26日一部改正

## 岡山県建築士事務所の監督処分の基準

### 1 趣旨

本基準は、岡山県知事の登録を受けている建築士事務所（以下「建築士事務所」という。）の開設者に対して、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条第2項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所が行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

### 2 用語の定義

本基準において次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 「登録取消」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

### 3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所につき法第26条第2項各号に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

### 4 処分等の基準

#### (1) 一般的基準

処分等の内容は、表1「ランク表」に掲げる処分事由に対応するランク（以下「表1のランク」という。）を基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分等のランクを決定したうえで、表3「処分区分表」によって決定するものとする。

#### (2) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由（表1に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する行為について、表2「個別事情による加減表」に掲げる事情があると認められる場合は、表1のランクに表2の区分に従いランクを加重又は軽減することができるものとする。

#### (3) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

ア 一の行為が二以上の処分事由に該当する場合は、その最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

イ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、その最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

#### (4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)までにより今回相当とされる処分等のランクに、表4「過去に処分等を受けている場合の取扱表」の区分に従ってランクを加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の処分事由がいずれも表1「11. 管理建築士懲戒処分」であり、その理由が定期講習受講義務違反である場合は、この限りでない。

### 5 その他

#### (1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

#### (2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等を行わないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

### 6 施行期日等

(1) この基準は、平成30年11月26日から施行する。

(2) 法第26条第1項に規定する監督処分は、この基準によらず同条同項の規定に基づき行う。

表1

## ラ ン ク 表

処分根拠		処分事由	関係条文 (丸数字は項)	ランク
建築士法 違反 (第26条 第2項)	第1号	1. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3①②③	4
		2. 名義貸し	24の2	6
		3. 再委託の制限違反	24の3	4
		4. 事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4
		5. 事務所標識非掲示	24の5	4
		6. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入	24の6	4
		7. 重要事項説明義務違反	24の7①	4
		8. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8①	4
	第2号	9. 事務所開設者欠格事由該当	23の4②	1～16(*2)
第3号	10. 事務所変更届 <sup>けたい</sup> 懈怠、虚偽報告	23の5①②	4	
第4号	11. 管理建築士懲戒処分	10①	1～16(*1)	
第5号	12. 所属建築士懲戒処分	10①	1～16(*1)	
第6号	13. 管理建築士の業務範囲逸脱	3①、3の2①③	6	

第7号	14. 所属建築士の業務範囲逸脱	3①、3の2①③	6
第8号	15. 無資格者の業務範囲逸脱	3、3の2、3の3	6
第9号	16. 事務所閉鎖処分違反	26②	16
	17. 事務所報告、検査義務違反	26の2①	4
第10号	18. 事務所開設者の不正行為		1～16(*2)

(注) (\*1)は、その建築士が建築士法第10条第1項の規定により処分されるに至った懲戒事由に対して適用される「岡山県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「表1 ランク表」に掲げるランクに準じたランクを適用する。

(\*2)は、事由の内容に応じて、建築士の場合に適用される「岡山県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「表1 ランク表」に掲げるランクを建築士事務所の開設者に対して準用する。

表2

個別事情による加減表

項目	内容	加重・軽減
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	-1～-3ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	-1～-3ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+3ランク
	法令違反等の状態が長期にわたる場合	+3ランク
	常習的に行っている場合	+3ランク
是正等の対応	速やかに法令違反等の状態の解消を自主的に行った場合	-1ランク
	処分の対象となる事由につき自主的に申し出てきた場合	-1ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

- (注1) 法第26条第2項第4号に該当する場合は、管理建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付けや管理建築士の責務との関係等の個別事情を勘案する。
- (注2) 法第26条第2項第5号に該当する場合は、所属建築士に対して行われた懲戒処分の内容、当該処分に係る行為の建築士事務所の業務における位置付け等の個別事情を勘案する。

表3

処分区分表

処分等のランク	処分等の内容
1	文書注意
2	戒告
3	閉鎖1月未満
4	閉鎖1月
5	閉鎖2月
6	閉鎖3月
7	閉鎖4月
8	閉鎖5月
9	閉鎖6月
10	閉鎖7月
11	閉鎖8月
12	閉鎖9月
13	閉鎖10月
14	閉鎖11月
15	閉鎖12月
16以上	登録取消

※閉鎖期間については、暦に従うものとする。

表 4

## 過去に処分等を受けている場合の取扱表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	閉鎖 (ランク3～15)	登録取消 (ランク16以上)			
文書注意(ランク1)	+ 1 ランク (+ 2 ランク)						
戒告(ランク2)					+ 3 ランク (+ 4 ランク)		
閉鎖(ランク3～15)							
登録取消(ランク16以上)	登録取消						

( ) は過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合

(注1) 過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の( )内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。ただし、過去の処分等の処分事由が表1のランク6以上に該当し、今回の処分事由も同表のランク6以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。

(注2) 過去の処分等が今回の処分事由となる行為から5年以上前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。ただし、過去の処分等の処分事由が表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。

## 備考

### 処分事由の説明

表1「ランク表」に列挙しているものの説明については、概ね次のとおりである。

#### 1. 契約締結時の書面の交付義務違反

建築士たる建築士事務所の開設者が、延べ面積が300㎡を超える建築物の新築等に係る設計又は工事監理契約の締結に際して、契約の内容に係る必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である委託者に交付しなかった場合

建築士たる建築士事務所の開設者が、締結した契約の内容を変更する場合において、必要な事項を書面に記載し、署名又は記名押印して、建築主等の委託者又は建築士事務所の開設者である委託者に交付しなかった場合

#### 2. 名義貸し

建築士事務所の開設者が、設計等の業務を営む意思がないにもかかわらず、開設者として自己の名義を他人に貸す場合や、現に業務を営んでいる開設者が、特定の設計業務等において他の建築士事務所等に自己の名義を貸すような場合

#### 3. 再委託の制限違反

建築士事務所の開設者が、委託を受けた設計又は工事監理業務を、建築士事務所の開設者以外の者に委託した場合

建築士事務所の開設者が、委託を受けた延べ面積が300㎡を超える建築物の新築工事に係る設計又は工事監理業務を、それぞれ一括して他の建築士事務所の開設者に委託した場合

#### 4. 事務所の帳簿不作成、不保存

建築士事務所の開設者が、帳簿等を作成せず、又は保存しなかった場合

#### 5. 事務所標識非掲示

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の標識を掲示しなかった場合

#### 6. 業務実績等の書類の備置き、閲覧義務違反、虚偽記入

建築士事務所の開設者が、建築士事務所の業務実績、管理建築士の実務経験等を記載した書類を備え置かず、若しくは閲覧をさせなかった場合、又はその書類に虚偽の記載をした場合

#### 7. 重要事項説明義務違反

建築士事務所の開設者が、設計又は工事監理を受ける際、建築主に対し、管理建築士等をして、契約内容及び履行に関する事項について、書面を交付して説明をさせなかった場合

#### 8. 業務委託等の書面の交付義務違反

建築士事務所の開設者が、建築主等から設計又は工事監理の委託を受けたにもかかわらず、必要な事項を記載した書面を建築主等の委託者に交付しなかった場合

#### 9. 事務所開設者欠格事由該当

建築士たる建築士事務所の開設者が、法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けるに至った場合

10. 事務所変更届懈怠、虚偽報告  
建築士事務所の開設者が、それぞれ定められた期間内に建築士事務所の登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の変更届を行った場合
11. 管理建築士懲戒処分  
管理建築士が、法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けるに至った場合
12. 所属建築士懲戒処分  
建築士事務所に属する建築士が、法第10条第1項の規定により懲戒処分を受けるに至った場合
13. 管理建築士の業務範囲逸脱  
管理建築士である二級建築士等が、法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合
14. 所属建築士の業務範囲逸脱  
建築士事務所に属する二級建築士等が、法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合
15. 無資格者の業務範囲逸脱  
建築士事務所に属する者で建築士でないものが、法に定める業務範囲を超えて設計又は工事監理をした場合
16. 事務所閉鎖処分違反  
建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所の閉鎖処分に違反した場合
17. 事務所報告、検査義務違反  
建築士事務所の開設者あるいは管理建築士が、建築士事務所に対する報告の求めに応じず、又は検査を拒んだ場合